開示請求等手続について

当金庫は、法第 27 条 2 項、第 28 条、第 29 条 1 項、ならびに第 30 条 1 項および 3 項に基づき(以下、これらの手続を総称して「開示請求等手続」といいます)、ご本人またはその代理人からのご依頼により、以下の要領で開示請求等手続に対応いたします。なお、法第 27 条 2 項に基づき利用目的の通知をご希望される場合、および、法第 30 条 1 項および 3 項に基づき保有個人データの利用停止等をお申し出(当金庫の金融商品に係るダイレクトメールの送付やテレマーケティング等で個人情報を利用することの中止依頼等)の場合は、最寄の本支店にお申し出ください。

記

- (1) 開示請求等手続の対象となる保有個人データの項目氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報(勤務先名または職業・電話番号)、 家族情報、預金残高、口座番号、取引明細(取引履歴)、借入残高等
- (2) 開示請求等手続の受付窓口 当金庫の本店および全支店の窓口にて受付いたします。
- (3) ご提出いただくもの
- ①個人情報開示依頼書(法第28条に基づく開示請求の場合)
- ②個人情報訂正・停止・削除依頼書(法第29条1項に基づく訂正・停止・削除の場合)
- ③本人確認のための書類(運転免許証やパスポートの写し等)
- ④法定代理人による開示請求の場合は、上記③に加え代理権があることを確認するための書類、任意代理人による開示請求の場合は、上記③に加え代理人についても上記③の本人確認書類を提示させていただき、かつ開示対象者ご本人に電話あるいは訪問等で意思確認させていただきます。
- (4) 法第28条に基づく開示請求の場合は、金庫所定の手数料をいただきます。お支払いの方法を現金等による「開示依頼時払い」、または「預金口座振替払い」のいずれかをご指定願います。

開示を依頼する情報	手数料(消費税込)	
氏名、住所、生年月日、電話番号、勤務先情報、家族情報	左記一括	550 円
利用目的	左記一括	550 円
取引明細(取引履歴)に関する情報	1ヶ月分(注1)	550 円
上記以外の情報	1 項目毎	880 円

(注) 1 ヶ月の期間は暦月ベースで計算。(例) 3 月 20 日から 4 月 10 日は、2 ヶ月分として計算します。

(5)回答方法

開示請求のお申し出をいただいた当金庫の本支店の窓口でお渡しする方法、お客様ご指定の住所宛にご郵送する方法、お客様ご指定のアドレス宛に電子メールで送信する方法のいずれかご希望の方法により、遅滞なく回答いたします。なお、代理人によるご依頼の場合は、原則当金庫にお届けのご本人様住所当てに郵送にてご回答いたします。

なお、郵送による回答の場合は別途郵送料の実費をご負担いただきます。また、CD-ROMによる回答の場合は、別途、1枚当たり110円(消費税込)をご負担いただきます。

(6) 開示請求等手続に関して取得した個人情報の利用目的

開示請求等手続により当金庫が取得した個人情報は、当該手続のための調査、ご本人ならびに代理人の本人確認、手数料の徴収、および当該開示請求に対する回答に利用いたします。

- (7) 開示しない場合のお取り扱いについて
- ①ご本人の確認ができない場合
- ②代理人によるご依頼に際して、代理権が確認できない場合(任意代理人による場合で 代理人の本人確認ができない場合、及び開示対象者本人の意思が確認できない場合も 含みます
- ③所定の依頼書類に不備があった場合
- ④所定の手数料のお支払いがない場合(口座振替希望で残高不足等により引落不能の場合も含みます)
- ⑤ご依頼のあった情報項目が、保有個人データに該当しない場合
- ⑥本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ⑦当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ⑧他の法令に違反することとなる場合